## 同等品を承認する場合の手続について

入札仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続により事前に担当課へ同等品の承認申請をしてください。

承認を受けていない同等品で見積もり、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができませんので必ず承認申請してください。

## １　同等品の定義

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が例示品と同等以上であって、メ－カ－の既製品を基本とするもので、定価が例示品と同等以上であるものとします。

## ２　同等品承認の方法

同等品により入札参加を希望する者は、仕様書に示す提出期限までに、次の書類を担当課へ提出してください。

(1)　同等品承認申請書兼承認通知書（別紙）

(2)　同等品候補のメーカー・品番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメ－カ－希望小売価格。ただし、オ－プン価格等定価のないものについては、通常の流通価格を参考価格として記入。）が掲載されたカタログ等の資料（コピー可）

## ３　同等品可否決定の通知

提出期限までに提出された「同等品承認申請書 兼 同等品確認書」については、同書の「確認」欄に、承認の場合は「可」を、不承認の場合は「否」を記入して返送（ＦＡＸ）します。なお、審査結果が届かない場合は、担当課に確認してください。

※　見積合わせの場合は、「入札」とあるのを「見積」に読み替えるものとする。

（様式１）

# 同等品承認申請書 兼 同等品確認書

令和　　年　　月　　日

淡路市長　門　　康　彦　様

住所

商号又は名称

代表者名

電話番号

ファクス番号

次のとおり同等品の確認を同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料を添付して申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開札日 | | 令和　　年　　月　　日 | |
| 番号 |  | 件名 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 例示品 | 同等品候補 | | 確認 |
| メーカー・品番・規格等 | メーカー・品番・規格等 | 税抜価格 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　「同等品可」とされた物品について同等品を選定し入札する場合は、必ずこの確認書により事前確認を受けてください。

※　「品名」「例示品」欄には、入札仕様書等で示された品名・メーカー・品番・規格等を記入してください（例示品を示していない場合は、「例示品」欄は記入不要）。

※　「同等品候補」欄には、貴社で同等品の承認を受けたい対応物品のメーカー・品番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメ－カ－希望小売価格。ただし、オ－プン価格等定価のないものについては、通常の流通価格を参考価格として記入。）を記入してください（同等品候補が複数あっても構いません。）。

※　**「確認」欄**は、審査の結果同等品と承認の場合は**「可」**を、不承認であれば**「否」**とを記入して返送（ＦＡＸ送信）します。

※　見積合わせの場合は、「入札」とあるのを「見積」に読み替えるものとする。

担当課等名

担当者名

電話番号　　0799-　　　-

市記入欄